

改正法と条例における要配慮個人情報の取扱い（保有）範囲の比較

法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合	α'	C B A	<p>【C】あらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うとき</p> <p>【B】犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき</p> <p>【A+A'】法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき</p> <p>【A'】法令等の規定により当該事務又は事業を行う根拠が明記されており、その根拠規定に基づき事務又は事業を行う場合であって、①当該規定の趣旨、目的から判断して、要配慮個人情報を取り扱うことが明らかに予定されていると認められ、かつ、当該情報を取り扱わなければ当該事務又は事業の目的が達成できないと認められるとき、又は②当該事務又は事業において要配慮個人情報が相手方の一方的な意思により提供されるときで実施機関として当該情報を取り扱わなければならないとき</p>
	α	A	<p>【A】法令等に要配慮個人情報の項目について実施機関に調査、報告等の取扱いの義務又は権限がある旨の規定がある場合</p> <p>【A】法令等に要配慮個人情報の項目について相手方に報告、通知、届出等の義務を定めた規定がある場合</p>
	個人情報（要配慮個人情報含む）の保有範囲 【個人情報保護法】		要配慮個人情報の取扱い範囲（個人情報については特に制限なし） 【県個人情報保護条例】

- α とAは、概ね同程度の範囲と考えられる。
- α' とA'は、 α' の方が範囲が広いものと考えられる。
- Bは α （又は α' ）に含まれるものと考えられる。
- A+A'・B・Cの合計と、 α ・ α' の合計は、概ね同程度の範囲になるのではないか。
 - ・ Cにおいて、実施機関は、事務若しくは事業の実施のために必要がある旨や、適切な安全管理措置を行っている旨等、内容を整理した上で審議会に諮問し、答申を得て取り扱うものであるが、法でいう「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合」ではないにも関わらず取扱いが必要となることは考えづらい。
 - ・ Cの機能としては、 α ・ α' の合計と、A+A'・Bの合計との差（ α' にいう法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合ではあるが、A+A'・Bのいずれにも含まれない場合）を、審議会という第三者的な機関の個別的又は類型的な必要性・許容性等の確認により、補うような機能を果たしていたものと考えることができる。